【主催】辻•本郷 税理士法

移転価格税制の対象者と対象取引

- 移転価格税制の対象となる国外関連者
- 移転価格税制の対象となる取引
- 法人税申告書別表17(4)の役割
- 移転価格税制における文書化制度 (最終親会社等届出事項、国別報告事項)



第2回は、基礎編の各論として、移転価格税制の対象となる「国外関連者」と「国外関連取引」について確認し、 それらの詳細が記載される法人税申告書別表17(4)について解説します。別表17(4)からは、国税当局がどこに 着目しているのか、どのような企業が注意すべきか、ポイントを整理します。

また、グループ連結売上が1,000億円以上となった場合に義務付けられる文書のうち、「最終親会社等届出事項」 「国別報告事項(CbCレポート)」についても詳しく説明します。

※ 第3回では、「事業概況報告事項(マスターファイル)」および「独立企業間価格の算定に必要な書類(ローカル ファイル)」について解説する予定です。

2024年 11月26日(火) 11:30~12月2日(月) 17:00

※講演時間は約30分となります。

お申し込み期限 11月25日(月)17:00

参 加 費

↑ 移転価格税制に関するコンサルティングをされている企業様は、ご参加をお断りする場合がございますのでご了承ください。



辻•本郷 税理士法人 シニアパートナー / 税理士

酒井 啓二(さかい けいじ)

大手信託銀行での勤務を経て、平成5年に辻会計事務所(現:辻・本郷税理士法人)に入所。同8年に税理士登録。現在は辻・本郷 税理士法人のシニアパートナー(国際税務担当)を務める。中・大規模のオーナー企業を中心に、個人・法人申告、グループ再編、 相続対策、事業承継コンサルティング、海外展開に伴う国際税務コンサルティングを手掛けており、特に、移転価格税制に関する 専門知識と豊富な経験を有し、クライアントの国際取引に伴う税務リスクの最小化や税務効率の最大化を支援している。

詳細・お申し込み

https://form.k3r.jp/ht_tax/241126



